

家屋解体等に伴う水道管の撤去工事について

水道の使用を中止する際は、水道局へ電話し、水道料金の精算手続きを行うほか、残地内での水道管の撤去申請及びキャップ止め工事を行ってください。

水道管のキャップ止め工事は、必ず指定業者（指定給水装置工事事業者）による撤去申請を行い、水道局の許可を得た上で工事を行ってください。

撤去申請がない限り、水道管の権利が残ったままになります。

【注意点】

- ・申請及び工事は、指定業者（参考：別紙一覧表）でなければできません。
- ・水道工事（キャップ止め）の一連の流れは次のとおりです。
 - ① 指定業者から水道局（中区平井の給水課）に水道管撤去申請（別添様式）を提出
 - ② 水道局にて工事の許可
 - ③ 指定業者による工事
 - ④ 指定業者から水道局に完了届報告
 - ⑤ 水道局にて完了検査
- ・原則、配水管（本管）から分岐している箇所ではキャップ止めしてください。
宅地内等、その他の箇所でのキャップ止めする場合は、指定業者から予め水道局（中区平井の給水課）に相談し、水道局が認めた場合に限り可能となります。
- ・申請窓口、相談窓口等は中区平井にある給水課です。東区役所東管路整備課ではありませんのでご注意ください。

設置・管理・費用負担の取扱い（岡山市）

